

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第33号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「100分の135」を「100分の150」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の70」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成26年12月1日から適用する。